

令和 7 年 12 月 18 日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 21 条の 27 第 2 項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第 3 項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
津支店	三重県津市中央 1-1	三重県四日市市安島 1-2-25 (四日市支店内)	令和 7 年 12 月 15 日

（2）変更の理由

営業所の移転のため